

# 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る 評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針

平成22年3月25日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」とされている。評価・調査委員会は、この基本理念に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における特定事業の実施状況の視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を踏まえて評価を行った。

これらの結果について、評価・調査委員会は、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」として取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、特区において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

## 1. 全国展開する規制の特例措置

地域を限定することなく全国展開することとする規制の特例措置については、別紙1のとおりとする。

これらの規制の特例措置については、基本方針別表1から削除するとともに、別紙1に示された全国展開の実施内容及び実施時期を基本方針別表2に追加する（但し、規制の特例措置の一部を全国展開するものについては、全国展開される内容を基本方針別表2に記載し、規制の特例措置として存続する内容については基本方針別表1に記載する）。

規制所管省庁は、基本方針別表2に追加した規制の特例措置を定める法令等の改正等を行う。その改正等の案を作成するに当たって、規制所管省庁は、基本方針別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

## 2. 全国展開に関して再度評価を行うこととする規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置及び評価・調査委員会の今後の評価の進め方については、別紙2のとおりとする。当該評価の時期に評価が的確に行われるよう、規制所管省庁は弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置については、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については、あらかじめ評価委員会に報告すること。	省令	平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置。	文部科学省
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置については、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については、あらかじめ評価委員会に報告すること。	省令	平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置。	文部科学省
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。	一部	3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。	省令	平成22年度早期に措置	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	一部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成22年度早期に措置	厚生労働省
1205(1214、1221)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン)以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	一部	特例措置対象車両が公道を横断する場合に限り、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。 (1221については平成22年1月5日の閣議決定で新たに特例措置となったものであり、今後の特例措置活用実績に基づいて評価を行っていくこととなるため、今回全国展開は行わない。)	通達	平成22年度早期に措置	国土交通省
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	有害鳥獣の捕獲に際して、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことを可能とする。	全部	適切な運用が図られている地域での取組事例を踏まえ、一層広く活用されるよう配慮した上で、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正に合わせ、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	告示・通達	平成22年度末を目途に措置	環境省

別紙2 全国展開に関して再度評価を行うこととする規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
506	外国人研修生受 入れによる人材 育成促進事業	中小企業等が外国人研 修生の受入機関となる 場合の研修生受入れ人 数枠を3人から6人に拡 大する。	<p>規制所管省庁は、現行の研修・技能実習制度下における平成21年度の本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果において、技能実習生についての労働関係法令違反が疑われる等の不適正な事案が確認されたとしている。一方、評価・調査委員会による調査では、多くの受入事業者は支障なく受入れを実施しており、特段の問題点があるとは考えにくく、研修生が日本の水産加工技術等を習得し、帰国後その技術を活かせる職に就いている事案は多い。また、規制所管省庁の主張する弊害が、研修・技能実習制度一般について生じるものなのか、本特例措置固有なものなのか、依然として明らかではない。</p> <p>他方、規制所管省庁において研修・技能実習制度の見直しを行った結果、平成21年7月に改正入管法が成立し、平成22年7月より施行される予定となっているところであり、当該見直し後の研修・技能実習制度の実施状況を検証する必要もある。</p> <p>以上の状況に鑑み、新研修・技能実習制度の実施状況を踏まえ、平成23年度に評価を行う。</p>	平成23年度	法務省
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上 又は研究上特別なニ ーズがあると認めるなど 一定の要件を満たす場 合には、株式会社に学 校の設置を認める。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況については、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等で、多くの問題点が認識されている。しかし、学校段階別には、(1)義務教育段階については、小学校・中学校とも各1校しか事例がないこと、(2)高等学校段階については、23校の事例があるが、赤字が約4割を占め、教育面についても課題が多く見られること、(3)大学については、6校中5校が赤字であって、学校事業からの撤退や、14キャンパスの学部すべての閉鎖を、それぞれ決定した事例、設置形態を学校法人へ転換した事例もあることなどから、弊害の有無の検証については、いずれの学校種についても検討材料を欠き、また、約3分の1の学校が学校法人化を視野に入れているなどといった状況にあるため、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。本特例措置については、第一義的には認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の場合に限る。)についての評価の実施・公表や、在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、教育上の支障等が生じないよう、特区計画の円滑かつ確実な実施を図っていくことが重要である。</p> <p>しかしながら、認定地方公共団体は実態上基本的に市区町村であり、公立小・中学校の設置運営以外の実務的なノウハウを十分有していないことにも留意し、規制所管省庁においては、事業の適正な実施に資するよう、他の株式会社立学校における取組はもとより、私立学校や高等学校・大学関係の制度や取組に係る情報提供などの取組を行うことが重要である。</p> <p>また、規制所管省庁においては、認識されている諸課題が同様の学校種等でも生じているのか(例えば、通信制高校一般、私立大学一般との比較)、株式会社という設置形態に起因するところが大きいと考えられるのか等について、学校種の違い(小・中学校(義務教育)、高等学校、大学・大学院などの別)に留意しながら、諸課題を効果的に防ぐ方法の有無と併せ、更に分析することが重要である。</p> <p>なお、規制所管省庁においては、これまでに上記に係る知見やデータを多く蓄積しているため、今後これらを更に積極的に活用することが重要である。</p> <p>今後は、適用事例の動向や上記諸課題等の検討状況などを踏まえながら、平成23年度以降において評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社立学校の設置者に希望がある場合の、学校法人への円滑な移行を促進するための経過措置を検討すべきである。また、これまでの特区評価・調査の結果を踏まえて、学校種に応じて、社会ニーズに対応する多様な教育機会を増やすことを促進するために、特区以外の法制度の改変等の検討を進めることが望ましいと考える。</li> <li>・高等学校段階については、実態上、不登校生徒等の再チャレンジの場として機能し、地域にも徐々に定着しつつあるケースが存在することは積極的に評価すべきである。ただし、そのときに基本的に広域通信制で、大学と同様に、既に過当競争になりつつあるとの認定地方公共団体等の意見もあることに配慮すべきである。</li> <li>・認定地方公共団体の中には、特に、広域通信制である高等学校や大学について、学校に係る情報を十分に把握していない、適切な評価を行っていない等、その役割を果たし得ていないケースが見受けられるところであり、そうした地方公共団体については、今後、一層の自覚をもって必要な対応をしていくべきである。</li> </ul>	平成23年度以 降	文部科学省

基本方針別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネット等のみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	<p>規制所管省庁の調査結果によれば、遠隔教育のみでは履修が困難と予想される授業科目(「フィールドワーク」「インターシップ」等)については、今後内容の改善が必要な点も見受けられたものの、一定の履修実態は確認できたとのことであった。しかしながら、規制所管省庁によると、特区計画(明記されている「24時間ヘルプデスク体制」や「教員と対面でのコミュニケーションをとることができる研究室や交流室」が設けられていないことなど)について、学生から不満が寄せられており、特に来年度は卒業研究が始まることから、一層コミュニケーションが必要となるとの指摘もある中、大学・認定地方公共団体の双方とも、認識や対応が十分ではなく、また、そもそも、現状において本特例措置の唯一の適用事例である大学自身からも、インターネットのみの授業では限界もあることを背景に、大学通信教育設置基準に定める校舎面積を確保し、通常の通信制大学としてネット授業のほか必要に応じてスクーリング等を行うことも検討したいとの発言があったとのことであった。</p> <p>さらに、規制所管省庁としては、本特例措置は、大学院において活用する場合には、一定の施設の保有自体を要しないこととされており、弊害の発生について一層の検証が必要と考えられるところ、現在までに大学院についての適用事例はないことから、少なくとも現段階で、学部と大学院の双方を対象とする本特例措置全体の全国展開の是非を決めるのは時期尚早であるとのことであった。</p> <p>本特例措置は、評価・調査委員会の調査によれば、初期投資の抑制等費用面のほか、時間的・地理的制約を超えて、社会人等へ学習機会を提供できるといった効果なども認められるものの、以上の状況にかんがみ、規制所管省庁においては、現行ではインターネットによる授業のみで卒業要件を充足する必要があり、例えば単位を与える位置付けでのスクーリング等ではできない等の制度の下で、学生によりよい教育が提供される方策について必要な助言を行うとともに、教育研究上の支障が生じないよう担保するための手段等、本特例措置の適正在り方について十分に検討することが必要である。</p> <p>その上で、当該検討状況や、新たな適用事例の対応を踏まえて、平成23年度には部会としての結論を出すべく更に評価を行う。</p> <p>なお、専門部会においては、以下のような議論があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場において、一層の自覚を持って必要な役割を果たしていくことが重要である。</li> <li>・大学通信教育設置基準の見直しを含め、近年のネットワーク環境の普及状況等を踏まえて、インターネットによる大学が学生に対して提供するよりよい教育環境がどのようなものかについて検討することが望ましい。</li> </ul>	平成23年度	文部科学省
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>	平成23年度	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認められた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子等の介助を要する入居者については、自主的にすべり台を用いて避難を行うことは困難であるものの、施設の構造等により安全性の確保がなされている。また、重度の要介護者・認知症者を1階部分に入所させる等、現行の特例適用要件以外にも安全性を高めるための独自の取組を行っている。</li> <li>・上記のとおり、現時点で本件につき弊害が発生しているものではないが、一般にはすべり台による避難は困難であり、現状では本特例措置の全国展開は適当ではないと考えられ、さらに慎重に検討すべきである。</li> </ul> <p>とのことである。</p> <p>しかし、評価・調査委員会による調査では、本特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の評価意見において懸念事項とされていた夜間等の避難訓練を定期的実施することにより、管理運営の要件上の弊害が発生していないこと、</li> <li>・設備構造の要件については、様々な取組によって安全性を確保しており、特段の弊害は発生しておらず、また、規制所管省庁に懸念を示されたすべり台による避難については、本特例措置の必須要件とはなっていないこと、</li> <li>・木材を多用することにより、大きな怪我が皆無になるほか、快適な居住環境が実現しており、また、地元木材の活用による地域の活性化等に対して副次的効果が生じていること、</li> </ul> <p>から、できるだけ早期に全国展開することが適当であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえると、全国展開に当たっては、入居者の多くが重度の要介護者・認知症者であることを踏まえ、すべり台以外の方法により、安全な避難経路を屋外に確保するための方策について検討する必要がある。</p> <p>そのため、規制所管省庁において平成22年中に当該検討を行い、その結果も踏まえ、平成22年度中に本特例措置の全国展開について結論を得る。</p>	平成22年度	厚生労働省
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当生活介護」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。</li> <li>・児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。</li> <li>・自立訓練・短期入所については、調査期間中に、自立訓練の利用者はゼロであり、また短期入所の利用者も1名(1回)だけであり、弊害の有無の検証は困難であることから、今回は全国化を見送る。</li> </ul> <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、介護事業者のノウハウが蓄積され、利用者へのサービス向上に繋がり、利用者との交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、生活介護については、基準該当生活介護として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童デイサービスについては、規制所管省庁において個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> <li>・短期入所及び自立訓練についても、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。</li> </ul> <p>こととする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>	平成22年度(生活介護以外)	厚生労働省